

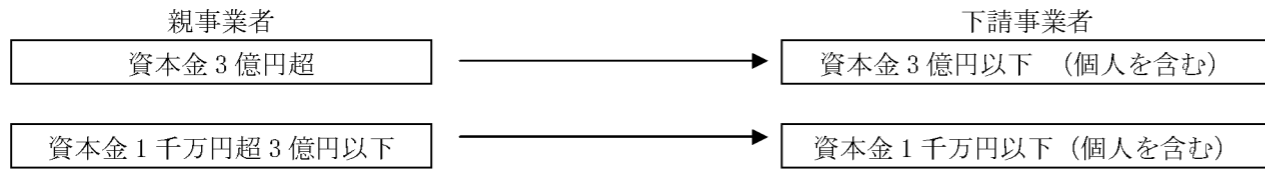
下請代金支払遅延等防止法の概要

● **目的（第1条）**

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

● **親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）**

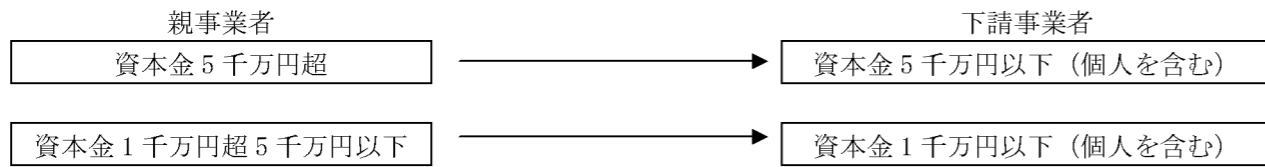
a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託※



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送, 物品の倉庫における保管, 情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く※）



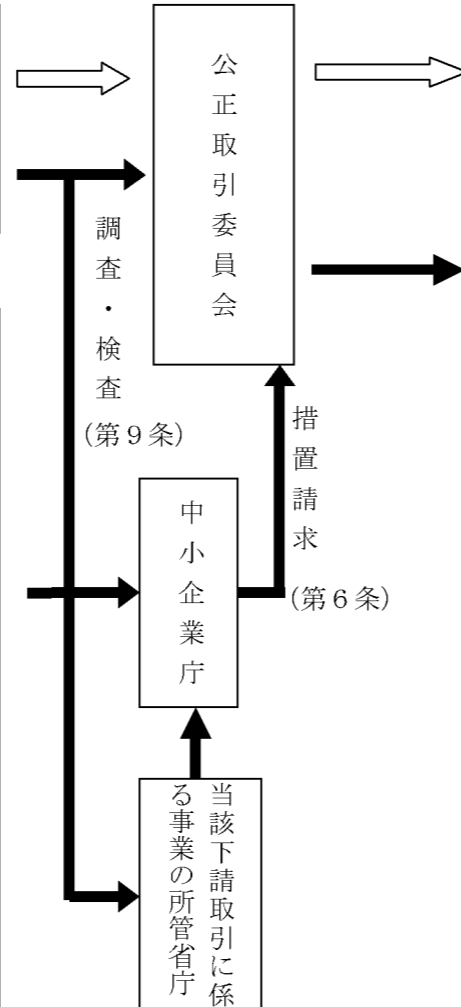
● **親事業者の義務（第2条の2, 第3条, 第4条の2, 第5条）, 禁止事項（第4条第1項, 第2項）, 調査権（第9条）, 勧告（第7条）等**

a. 義務

- (ア) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品物の禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったときの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (サ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）



ア. 違反したときは50万円以下の罰金（第10条）

- 違反行為に対する勧告措置（第7条）
- イ. 下請事業者が被った不利益の原状回復措置
- (ア) 受領拒否…受領するよう勧告
 - (イ) 支払遅延…支払うよう勧告
遅延利息（年14.6%）を支払うよう勧告
 - (ウ) 下請代金の減額…減じた額を支払うよう勧告
 - (エ) 返品物…返品したものを引き取るよう勧告
 - (オ) 買ったとき…下請代金を引き上げるよう勧告
 - (カ) 購入・利用強制…購入させた物を引き取るよう勧告
 - (キ) 報復措置…不利益な取扱いをやめるよう勧告
 - (ク) 早期決済
 - (ケ) 割引困難な手形
 - (コ) 不当な利益の提供要請
 - (サ) 不当なやり直し等
- 下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採るよう勧告
- ウ. その他必要な措置（例）
- 本法遵法管理体制を確立するよう勧告
 - 本法遵守マニュアルの作成及び社内周知徹底するよう勧告
 - その他必要な再発防止措置を採るよう勧告